

西学区まちづくり推進委員会規約

(名称)

第1条 この会は、西学区まちづくり推進委員会（以下「委員会」という）と称する。

(目的)

第2条 この委員会は、住民主体の地域づくりに向けて、協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 この委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地域課題に取り組む事業
- (2) 地域の活性化に向けた事業
- (3) コミュニティの育成に取り組む事業
- (4) その他、目的を達成するために必要と認める事業

(構成)

第4条 この委員会は、別表1に定める各種団体・機関の代表者及び各種団体・機関より部会員として選出された者及び学識経験者等をもって構成する。

(役員と任務)

第5条 この委員会に委員長1名、副委員長若干名、事務局長1名、理事若干名、会計2名、会計監査2名を置く。

2 この委員会の各部会に部会長1名、副部会長3名以内を置く。

3 この委員会に顧問を置くことができる。

4 委員長はこの委員会を総理する。副委員長は委員長を補佐し委員長事故あるときは、その職務を代行する。

委員長・副委員長の内1名は「福山明るいまちづくり協議会」へ、この委員会を代表して参加する。

会計はこの委員会の会計を担当する。会計監査はこの委員会の会計を監査する。

会計監査は他の役員を兼ねることができない。

(役員を選出)

第6条 委員長、副委員長、会計監査は運営委員の中から互選する。

2 事務局長、理事、会計は運営委員の中から委員長が委嘱する。

3 部会長、副部会長は各部会員の中から互選する。

4 顧問は委員長が推薦し総会の承認を得る。

5 「西学区の福祉を高める会」の役員は、この委員会の運営委員がこれにあたる。

6 「西学区ボランティアの会」の役員は、この委員会の運営委員及び部会員の中より選出する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。役員補充の場合の任期は残存期間とする。

(会議と構成)

第8条 この委員会の目的を達成するため、次の機関を置き、次の役員をもって構成する。

- (1) 理事会 委員長、副委員長、理事、部会長、事務局長、公民館長、会計、会計監査をもって構成する。
- (2) 運営委員会 構成する各種団体・機関の代表者、学識経験者、各部会長、公民館長及び主事をもって構成する。
- (3) 部会 構成団体の中から選出された部員をもって構成する。
- (4) 総会 この委員会に所属する全ての者により構成する。
- (5) 連絡会議 事業によっては二以上の部会が合同で開催する。

(6) まちづくり志縁チーム

公募により応募し、まちづくり運営委員会が適材と認めた者。

(機関の任務)

第9条 この委員会で定めた機関は、次の任務を行う。

(1) 理事会

- ①この委員会の事業に対する企画・立案・広報を行う。
- ②構成する各種団体、機関及び各部会との調整を行う。
- ③その他、緊急の課題について審議する。
- ④理事会は委員長が招集し議長となる。

(2) 運営委員会

- ①この委員会の運営に関する諸事項を審議する。
- ②この委員会に必要な予算、決算を審議する。
- ③各部会から提出された事業の内容を検討し、必要な措置をとることが出来る。
- ④運営委員会は委員長が招集し議長となる。

(3) 部会

- ①部会は、健康づくり部会、環境部会、安全部会、文化部会、総務部会、情報部会、コミュニティ部会、ふれあい事業部会及び西学区自主防災協議会とする。
担当する内容は次のとおりとする。
 - ・健康づくり部会…健康づくり・食育に関すること
 - ・環境部会…環境に関すること
 - ・安全部会…交通安全・地域の安全に関すること
 - ・文化部会…地域文化の伝承に関すること
 - ・総務部会…生涯学習に関すること
 - ・情報部会…IT機器を利用して学区住民等にまちづくり情報発信・収集・緊急発進と広報紙に関すること
 - ・コミュニティ部会…町内会の活性化・納税や分別収集に関すること
 - ・ふれあい事業部会…ふれあいバザー・ふれあい芸能祭に関すること・実行委員会を組織する
 - ・西学区自主防災協議会
- ②事業を起案し、運営委員会で調整し総会の承認を得て実践活動を展開する。
- ③各部会はそれぞれの部会長が招集し議長となる。

(4) 総会

- ①運営委員、各部会員をもって構成する。
- ②出席者の過半数をもって議決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
- ③総会議決案件
 - a.理事会、運営委員会の業務報告
 - b.決算及び事業報告
 - c.予算及び事業計画
 - d.規約の改廃に関する事項
 - e.その他、必要な事項
- ④総会は委員長が招集し議長となる。

(5) 連絡会議

- ①二以上の部会が必要に応じて連絡会議を開催し、事業の円滑な運営をはかる。
- ②連絡会議は当該部会長が招集する。

(6) まちづくり志縁チーム

- ①これまででない新たな事業や既存の事業の魅力アップの提言。
- ②まちづくり計画策定への参画（会議の概要の作製及び公表）

第10条 各会議の議事については、次の事項を記載した会議の概要を作製する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員等の現在数及び出席者数
- (3) 議決事項及びその結果

2 委員会が行う事業の計画・報告並びに予算・決算については、広報紙等で広く西学区住民に公表する。

(会計)

第11条 この委員会の経費は、補助金、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2 この委員会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第12条 この委員会の事務局は西公民館に置く。

(補則)

第13条 この規約に定めるほか、必要事項については運営委員会で定める。

- 2 「西学区の福祉を高める会」及び「西学区ボランティアの会」の規約は別に定める。
- 3 平成18年3月31日をもって「明るいまちづくり西学区協議会」は解散し、この委員会が財産等を継承するものとする。

附則

この規約は2006年（平成18年）4月1日から施行する。

この規約は2008年（平成20年）4月30日から施行する。

この規約は2009年（平成21年）4月30日から施行する。

この規約は2012年（平成24年）4月30日から施行する。

この規約は2013年（平成25年）4月30日から施行する。

この規約は2014年（平成26年）4月30日から施行する。